オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。 令和7年10月15日 独立行政法人都市再生機構 西日本支社 総務部長 小林 弘幸

1 調達内容

- (1) 調達件名 特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処理業務(泉北地区他)
- (2) 調達内容詳細 仕様書による。
- (3) 履行期間契約締結日の翌日 から 令和8年2月28日 まで
- (4) 履行又は納入場所 堺市北区中百舌鳥町6丁998番地の3 中百舌鳥公園団地 他
- (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

なお、見積書は本公示に記載の書式を使用すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成 16 年独立行政法人都市再生機構 達第 95 号) 第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 機構西日本地区における令和7・8年度物品購入等の契約に係る競争参加資格 審査において、「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。 ※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書(機構ホームページ→入札・契約情報→新たな取り組み→オープンカウンター方式 (https://www.ur-net.go.jp/order/aratanatorikumi.html) 参照) 等を承諾していること。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の4の4の第1項に基づき微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有廃棄物の無害化処理に係る環境大臣の認定を受けている者、又は同法第15条に基づき微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処分業に係る都道府県知事等の許可を受けている者で、本業務対象廃棄物の処理が可能な者であること。また、これを証明できる書類(認定証等の写し等)を見積書とあわせて

提出すること。

(7) 特別管理産業廃棄物収集運搬業について都道府県知事等の許可を受けている者、 又は上記(6)の無害化処理に係る環境大臣の認定証において収集又は運搬の認定 を受けている者で、本業務対象廃棄物の収集運搬が可能な者であること。また、 これを証明できる書類(認定書等の写し等)を見積書とあわせて提出すること。

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目 13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21 階

西日本支社 総務部 調達管理課

電話番号 06-4799-1035

- (2) 見積書の提出期限及び提出方法
 - ① 提出期限 令和7年10月21日(火)16:00
 - ② 提出方法

見積書は、見積書の提出期限までに書留郵便により郵送(上記提出期間内に必着)することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

なお、郵送は、二重封筒とし、表封筒及び中封筒に各々封をすること。 中封筒には、見積書のみを入れること。見積書には必要事項を記入(見積参加 者が年間受任者をして見積をさせるときは年間委任状が必要(代理人の場合は 委任状)である。)したものを中封筒に入れ、封をし、業務名及び見積者名を 明記すること。

表封筒は、必要事項を記入のうえ、上記の中封筒、年間委任状又は委任状及び2 参加資格(6)及び(7)に記載の認定書の写し等を入れ、封をすること。

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定 価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方 とする。

(5) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構西日本支社

住宅経営部 電気保全課

06-4799-1744

見 積 書

金 F.	引也(利	税抜:	総額)
------	------	-----	-----

ただし、特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処理業務(泉北地区他) オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所 会社名 代表者

印※1

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

総務部長 小林 弘幸 殿

※1 本件責任者(会社名·部署名·氏名):

担 当 者 (会社名・部署名・氏名):

※ 2 連絡先 (電話番号) 1 :

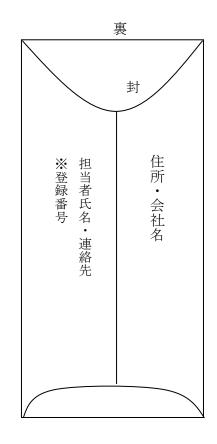
連絡先(電話番号)2:

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。 押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1 回線の記載も可。

機構ホームページで公表されている「有資格者名簿(西日本地区)物品購入等」に記載されている登録番号を記載すること。

登録番号				

表 (件名「特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処理業務(泉総務部長 小林 弘幸 殿北地区他)」見積書) ※ (押 印 省 略)



※ 機構ホームページで公表されている「有資格者名簿(西日本地区)物品購入等」に記載されている登録番号を記載すること。

なお、競争参加資格を申請中の者にあっては、「競争参加資格申請中」と記載すること。 提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることがで きないので注意すること。

※ 押印を省略する場合は、封筒に「(押印省略)」と記載すること。

使 用 印 鑑 届



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用 する印鑑としてお届けします。

年 月 日

住 所 商号又は名称 代 表 者

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部長 小林 弘幸 殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
 - 2 本届には、印鑑証明書(原本・発行開始日から3か月以内)を添付すること。なお、委任 状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
 - 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

(押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

委 任 状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する「特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処理業務(泉北地区他)」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

年 月 日

(委任者) 住所商号又は名称代 表 者

(受任者) 住 所商号又は名称氏 名

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部長 小林 弘幸 殿

(委任者)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名):
担 当 者 (会社名・部署名・氏名):
連絡先(電話番号) 1 :
連絡先(電話番号)2:
(受任者)
本件責任者 (会社名・部署名・氏名):
担 当 者 (会社名・部署名・氏名):
連絡先(電話番号) 1 :
連絡先(電話番号)2:

- 注1 委任事項は、明確に記載すること。
 - 2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。
 - 3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

業務委託契約書(案)

1 委託業務の名称 特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処理業務(泉北 地区他)

2 履 行 場 所 中百舌鳥公園団地、千里桃山台団地、九条団地、醍醐石田団地、鈴蘭台第四団地

3 履 行 期 間 令和7年 月 日から 令和8年 2月28日まで

4 業務委託料 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

5 支払条件 完成払

上記の業務について、委託者(排出事業者)と受託者(収集運搬及び処分業者)は、委託者の事業場から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の 上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

委託者 (排出事業者)

住 所 大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階 氏 名 独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 高原 功 印

受託者(収集運搬及び処分業者)

住 所

氏 名 印

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び 清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の 適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)、その他関 係法令を遵守するものとする。
- 2 受託者は、頭書の業務(以下「業務」という。)の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書(別添の仕様書、図面及び入札説明書に係る質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、これを履行しなければ

ならない。

3 受託者は、業務を頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

(委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

第2条 委託者が受託者に業務を委託する産業廃棄物の種類、数量並びに収 集運搬及び処分の費用は、別表記載のとおりとする。

(受託者の事業範囲)

第3条 受託者の事業範囲は以下のとおりであり、受託者はこの事業範囲を 証するものとして、許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付す る。

(収集運搬に関する事業範囲)

認定省庁・都道府県:○○○○

許可品目:○○○○ 認定番号:○○○○

(処分に関する事業範囲)

認定の種類:〇〇〇〇

無害化処理の用に供する施設の種類:○○○○

無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

:0000

認定番号:〇〇〇〇

3 受託者は、前二項の規定に基づき提出した許可書又は認定証(以下「許可書等」という。)の記載事項に変更又は更新があったときは、速やかに、 その旨を委託者に通知するとともに、当該変更又は更新後の許可証等の 写しを委託者に提出し、本契約書に添付する。

(処分事業場の場所、方法及び処理能力)

第4条 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物を以下のとおり処分する。

施設の名称:○○○○

施設の所在地:〇〇〇〇

処分の方法:○○○○

施設の処理能力:○○○○

(最終処分の場所、方法及び処理能力)

第5条 委託者から受託者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)は、 以下のとおりとする。

事業場の名称:○○○○

所在地:〇〇〇〇

最終処分の方法:〇〇〇〇

処理能力:〇〇〇〇

(保管)

第6条 受託者は、委託者の事業場から排出される産業廃棄物の保管を行う 場合は、法令等に基づき、かつ、この契約の履行期間内に確実に処分でき る範囲で行う。

(マニフェストの交付)

第7条 委託者は、産業廃棄物搬出の都度、当該産業廃棄物に係る産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)に必要事項を記入し受託者に交付する。

(適正処理に必要な情報の提供)

- 第8条 産業廃棄物の適正な処置のために必要な情報は、仕様書記載のとおりとする。
- 2 委託者は、契約期間中に、委託する産業廃棄物の性状等委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容を通知する。

(善良な管理者の注意義務)

第9条 受託者は、委託者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって、業 務を処理しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第10条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡 し、又は承継させてはならない。

(成果物の帰属)

第11条 この契約の履行によって生ずる報告書類その他の成果(以下「成果物」という。) は委託者に帰属するものとする。

(無体財産権)

第12条 業務の実施の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新 案権等の無体財産権の取扱いは、委託者と受託者とが協議して定める。

(一括再委託等の禁止)

第13条 受託者は、この契約の全部を一括して、又は仕様書において指定した部分その他主体的部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。2 受託者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、委託者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(委託業務責任者)

第14条 受託者は、委託業務責任者を定め、委託者に通知するものとする。 2 受託者又は受託者の委託業務責任者は、委託者の指示に従い、業務に関 する一切の事項を処理しなければならない。

(指示者)

第15条 委託者は、業務の履行について、打合せ、指示等を行う指示者を定め、これを受託者に通知するものとする。

(履行報告)

- 第16条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の業務の処理状況について、調査し、又は報告を求めることができる。
- 2 委託者は、前項の規定による調査又は報告の結果、必要があると認める

ときは、受託者に対して適当な措置をとるべきことを指示することができる。

(物品の貸与)

- 第17条 委託者は、業務を完成するために必要があると認めるときは、受託者に物品を貸与することができる。
- 2 受託者は、前項の規定により物品の貸与を受けたときは、善良な管理者の注意をもって当該物品を使用しなければならない。

(物品の返環)

- 第18条 受託者は、第24条第5項の規定により委託者に成果物を引き渡すときは、前条の規定により貸与を受けた物品及び次条第2項の規定により購入した物品(以下「貸与物品等」という。)を同時に返還しなければならない。
- 2 受託者の故意又は過失によって貸与物品等が滅失し、若しくはき損し、 又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定する期間内に、代品 を納め、又は原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。 (物品の購入)
- 第19条 受託者は、業務を完成するために必要があると認めるときは、業務 委託料の範囲内で物品を購入することができる。この場合において、当該 物品の額が1万円以上であり、かつ、1年以上反復使用に耐えるものであ るときは、書面により委託者の承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により委託者の承諾を得て購入した物品は、委託者の所有と し、受託者は、善良な管理者の注意をもって当該物品を使用しなければな らない。

(仕様書等の変更)

- 第20条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示(以下この条において「仕様書等」という。)の変更内容を受託者に通知し、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は業務委託料を変更することができ、それにより必要な費用を委託者が負担しなければならない。
- 2 前項の履行期間又は業務委託料の変更については、委託者と受託者とが 協議して定めるものとする。

(業務の中止)

- 第21条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に 通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。この場合における負担額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(受託者の請求による履行期間の延長)

第22条 受託者は、受託者の責めに帰することができない理由又は正当な理

由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に対して遅滞なく、その理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定める。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると 認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その 履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、業 務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼ したときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害の負担)

第23条 業務の履行に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。) は受託者が負担するものとする。ただし、委託者の責めに帰すべき理由に よる場合の損害については、委託者が負担するものとし、その額は、委託 者と受託者とが協議して定める。

(検査)

- 第24条 受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を業務完了報告書の提出をもって通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して 10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- 3 受託者は、業務が前項の検査に合格しないときは、遅滞なく補正し、委託者に対して補正完了報告書を提出して検査を受けなければならない。この場合、検査については、前各項の規定を準用する。
- 4 委託者は、前2項の規定による検査の結果、合格と認めたときは、受託 者に対してその旨を通知しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、成果物を 委託者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払い)

- 第25条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって業務 委託料の支払いを請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30日以内に業務委託料を受託者に支払わなければならない。

(委託者の任意解除権)

- 第26条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第28条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定により、この契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(委託者の催告による解除権)

- 第27条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。
 - 一 第10条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を

第三者に承継させたとき。

- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しない とき。
- 三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見 込みがないと認められるとき。
- 四 前各号のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

- 第28条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに この契約を解除することができる。
 - 一 第10条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
 - 二 受託者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示 したとき。
 - 三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務 の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する 部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 四 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定 の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者 が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされ る見込みがないことが明らかであるとき。
 - 六 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条におい て同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同 じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡した とき。
 - 七 第30条又は第31条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
 - 八 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に 関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店 又は常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実 質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力 団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は 第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する などしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜 を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力 し、若しくは関与していると認められるとき。

- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当 に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有 していると認められるとき。
- へ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その 他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、 委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わ なかったとき。
- 九 第33条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。
- 2 前項の場合において、業務の成果の一部分について委託者が必要と認め るものがあるときは、委託者の所有とすることができる。
- 3 第1項の規定により、契約を解除したときには、委託者は、既済部分に ついて検査の上、当該部分に相当する業務委託料を受託者に支払うものと する。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第29条 第27条又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由 によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をす ることができない。

(受託者の催告による解除権)

第30条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

- 第31条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約 を解除することができる。
 - 一 第20条の規定により業務内容を変更したため業務委託料が3分の2 以上減少したとき。
 - 二 第21条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を 超えたとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第32条 第30条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由 によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をす ることができない。

(委託者の損害賠償請求等)

第33条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これに よって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 第27条又は第28条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除され た場合
- 三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項 の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料(この契約締結後、業務委託 料の変更があった場合には、変更後の業務委託料をいう。次条において同 じ。)の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に 支払わなければならない。
 - 一 第27条又は第28条の規定により業務の完了前にこの契約が解除され たとき。
 - 二 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由 によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当す る場合とみなす。
 - 一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生 法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生 法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり) 3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第33条の2 受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく 排除措置命令(これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事 業者団体(以下「受託者等」という。)に対して行われたときは、受託

者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受託者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、 受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、 年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

(受託者の損害賠償請求等)

第34条 委託者の責めに帰すべき理由により、第19条の規定による業務委託 料の支払いが遅れた場合には、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に 応じ、年(365日当たり)2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の 支払いを請求することができる。

(賠償金等の徴収)

- 第35条 受託者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の 指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託 者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に 応じ、年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した利息を付した額 と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追 徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数に応じ年(3 65日当たり) 3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。 (契約を解除した場合の未履行業務の措置)
- 第36条 委託者及び受託者は、受託者の義務違反により委託者がこの契約を 解除した場合において、この契約に基づいて委託者から引き渡しを受けた 産業廃棄物のうち業務が未だに完了していないものがあるときは、次の各 号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 受託者は、この契約が解除された後も、業務が完了していない産業廃棄物に対するこの契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れな

いことを承知し、その産業廃棄物についての業務を自ら実行するか、又は委託者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

- 二 受託者は、前号の規定に基づき受託者が別の業者に業務を委託する場合において、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、その旨を委託者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- 三 委託者は、前号の規定に基づく通知を受領したときは、受託者が依頼 した業者に対し、委託者の費用負担をもって、受託者のもとにある業務 が完了していない産業廃棄物の収集運搬又は処分を行わせるものと し、その負担した費用の償還を受託者に対し請求することができる。
- 2 受託者は、委託者の義務違反により受託者がこの契約を解除した場合において、この契約に基づいて委託者から引き渡しを受けた産業廃棄物のうち業務が未だに完了していないものがあるときは、委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある業務が完了してない産業廃棄物を、委託者の費用をもって引き取ることを委託者に要求し、又は受託者自ら委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(秘密の保持)

- 第37条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、成果物を第三者に譲渡し、貸与し、又は利用せしめてはならない。ただし、あらかじめ書面による委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(管轄裁判所)

第38条 この契約及びこの契約に関連して委託者と受託者との間において 締結された契約、覚書等に関して、委託者と受託者との間に紛争を生じた ときは、頭書の委託者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意 管轄裁判所とする。

(適用法令)

第39条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。 (補則)

第40条 この契約においては、民法(明治29年法律第89号)第649条、第650 条及び第651条の規定は適用しないものとする。

(契約外の事項)

第41条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別表 産業廃棄物の種類、数量並びに処分及び収集運搬料金

品名	製造者	型式	製造年度	数量	総重量(kg)	荷姿	保管事業所	単価	処分及び収集運搬料金
コンテ゛ンサ	日本コンデンサエ業(株)	DCB3-66(CB·A)	昭和42~48年度	75	2.24	分別	中百舌鳥公園	kg/円	
コンテ゛ンサ	日本コンデンサエ業(株)	DCB3-66(CB·A)	昭和43,44年度	3	0.07	分別	千里桃山台	kg/円	
コンテ゛ンサ	日本コンデンサ工業(株)	BB441101 AY00107	昭和63年度	1	2.6	分別	千里桃山台	kg/円	
コンテ゛ンサ	日本コンデンサエ業(株)	DCB3-66(CB·A)	昭和43,48年度	3	0.06	分別	九条	kg/円	
コンテ゛ンサ	日本コンデンサ工業(株)	DCB3-66 (CB·A)	昭和42~48年度 (1台製造年不明)	15	0.38	分別	醍醐石田	kg/円	
コンテ゛ンサ	日本コンデンサ工業(株)	DCB3-66(CB·A)	昭和42~48年度 (1台製造年不明)	39	0.67	分別	鈴蘭台第四	kg/円	
						•			
						•			

(消費税は別途加算とする。)

仕様書

- 1. 業務名称 特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処理業務(泉北地区他)
- 2. 保管事業者

保管事業者 独立行政法人都市再生機構西日本支社

所 在 地 大阪府大阪市北区梅田一丁目 13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21 階

3. 保管事業場及び搬出場所

保管事業場 中百舌鳥公園団地

所 在 地 堺市北区中百舌鳥町6丁998番地の3

保管事業場 千里桃山台団地

所 在 地 大阪府吹田市桃山台1丁目1番

保管事業場 九条団地

所 在 地 京都市南区西九条南田町1番地3

保管事業場 醍醐石田団地

所 在 地 京都市伏見区石田森南町 34 番地他

保管事業場 鈴蘭台第四団地

所 在 地 神戸市北区南五葉1丁目1番

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで

5. 業務対象数量等

「別紙1」による

6. 業務内容

独立行政法人都市再生機構西日本支社(以下「委託者」という。)が「3.保管場所及び搬出場所」に 記載の団地に保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル含有廃棄物(以下「低濃度 P C B 廃棄物」という。) (別紙1)の積み込み、収集運搬、搬入、積み下ろし及び処分を実施する。

当該業務の履行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」その他関係法令、及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」、並びに「低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー」又は「微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインー洗浄処理編ー」を遵守するものとする。

7. 処理施設

別紙1の低濃度PCB廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の4の4の 第1項に基づき、環境大臣の認定を受けた施設、又は同法第 15 条に基づき都道府県知事等の許可を 受けた施設において処分を実施すること。

8. 業務実施等

(1) 収集運搬の実施

業務の実施にあたり、受託者は、収集運搬スケジュール、搬入計画を委託者と調整の上、搬出(収集運搬)及び搬入実施日、時間を決定するものとする。

ただし、保管事業所において低濃度PCB廃棄物の搬出については、委託者で収集運搬車両横まで搬出作業を実施するので、収集運搬車両をあらかじめ委託者の定める駐車場所に停車し、積み込み作業を実施すること。なお、駐車場所の制約から、収集運搬車両は原則4 t 以下とするが、保有車両の関係等でこれを超過せざるを得ない場合には委託者と協議を行うこと。

(2)業務の実施時間

収集運搬及び搬入の実施日、時間については、原則として委託者の通常勤務日における就業時間 内に行うものとする。

また、運搬、搬入が収集日の翌日となり宿泊を伴う場合は、あらかじめ委託者の定める低濃度 P C B 廃棄物の盗難対策・安全対策を講じること。なお、対策に係る費用は、受託者の負担とする。

(3)機構からの提出書類

「PCB分析報告書(濃度計量証明書)の写し」もしくは「メーカーの見解書」は、委託者から提供するものとする。

(4) 安全管理責任者及び運行管理責任者の選任

業務の実施にあたり、PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を修了した安全管理責任者を選任すること。また、運搬にあたっては、運行管理責任者を選任し、積み込み、運搬、積み下ろしまで管理させるとともに、運搬中の運搬容器の状態を停車のたびに確認させること。なお、安全管理責任者及び運行管理責任者の選任にあたっては、委託者に書面を以って報告すること。また、これらに変更が生じた場合は、速やかに報告すること。

(5) 運搬計画書の提出

業務の実施にあたり、収集運搬に係る運搬容器、運搬経路、予定日時及び緊急時その他の対応を記載した運搬計画書及び緊急時対応マニュアルを提出すること。

(6) 服装等

イ 業務担当者は、業務に適した服装及び履物で業務を実施するものとする。

ロ 業務担当者は、身分証明書を携帯し、関係者から請求があった場合はそれを提示するものとする。

(7) 駐車場の利用

駐車場の利用及び駐車方法については、あらかじめ委託者の定める方法による。

(8) 養生等

機構施設構内での作業にあたっては、必要な養生を行い、他の部分への汚損、毀損等をおこさぬように配慮すること。

(9) 原状復旧

搬出・運搬及び処理までの一連の作業において汚損、毀損等を生じた場合は、受託者の負担で速 やかに原状に復旧すること。

(10) 敷地内の運行

保管事業場敷地 (機構敷地) 内を運行する車両等の運転手に対しては、不測の事態に対処できるよう徐行運転を徹底させること。走行速度 10km/h 以下の運転を行うなど、十分な注意を払うよう指導すること。また、資材等の積み下ろし時の発進・後退に際しては、人身事故等が発生しないよう万全の注意を払うこと。

(11) 運搬車両の表示等

廃棄物の収集運搬時には運搬車両に「産業廃棄物収集運搬車」、「低濃度PCB廃棄物」及び収集 運搬業許可情報の表示を行うとともに、運搬容器にも「低濃度PCB廃棄物」の表示を行うこと。 また、運行管理責任者は応急措置設備・器具、緊急時対応マニュアル、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを携行すること。

(12) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

受託者は、廃棄物の搬出に伴いマニフェストに名称及び運搬担当者の氏名を記名、押印し、A票を委託者に返付後、廃棄物の運搬、搬入に併せ処理事業者に回付、受取確認印を受けマニフェストB1票を保管するとともに、運搬終了後10日以内にB2票を委託者に返付すること。

また、廃棄物の処理完了後においては、マニフェストに処理完了日等必要事項を明記の上、関係 法令にて定められた送付期限内にD票を、最終処分業者である場合はE票も併せて委託者に送付す ること。なお、マニフェスト記入用紙に係る費用は受託者の負担とする。

(13) 運搬工具等

本業務に必要な工具及び計測機器等の機材、構内運搬用具、運搬車両、運搬容器、車両運行状況発信装置、応急措置設備・器具等に係る費用は、受託者の負担とする。

(14) 申請書類の提出

受託者は、8.業務実施等(5)運搬計画書の提出により作成した書類について、委託者の確認 を受けること。また、全ての作成書類について、業務完了後に写しを提出すること。

(15) 委託者の立会い

受託者は、廃棄物の積み込み、積み下ろしを行う際の委託者の立会いに協力すること。

(16) 写真撮影

運搬にあたり、積み込み、運搬、処分場への搬入時の写真撮影を行い、マニフェストと合せて提出すること。なお、写真撮影箇所についてはあらかじめ委託者の定めによる。

9. 支払条件

完了払いとする。

- 10. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - (1)業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を 受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報 を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 上記(1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により委託者まで報告すること。
 - (3)暴力団員等による不当介入を受けたことにより当業務に遅れが生じる場合は、委託者と協議を行うこと。

11. 協議

この仕様書について疑義が生じた事項又はこの仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議するものとする。

12. 関連法令等

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律【廃棄物処理法】
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法【PCB特別措置法】
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画【環境省】
- ・低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン【環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部】
- ・低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー【環境省】
- ・微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインー洗浄処理編ー【環境省】
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律
- 労働安全衛生法
- ・消防法
- 道路法
- 道路運送車両法
- ・ 道路交通法ほか

以上

品名	製造者	型式	製造年度	数量	総重量(kg)	荷姿	保管事業所	備考
コンテ`ンサ	日本コンデンサ工業(株)	DCB3-66 (CB·A)	昭和42~48年度	75	2.24	分別	中百舌鳥公園	
コンテ`ンサ	日本コンデンサエ業(株)	DCB3-66 (CB·A)	昭和43,44年度	3	0.07	分別	千里桃山台	
コンテ゛ンサ	日本コンデンサエ業(株)	BB441101 AY00107	昭和63年度	1	2.6	分別	千里桃山台	
コンテ゛ンサ	日本コンデンサエ業(株)	DCB3-66 (CB·A)	昭和43,48年度	3	0.06	分別	九条	
コンデンサ	日本コンデンサ工業(株)	DCB3-66 (CB·A)	昭和42~48年度 (1台製造年不明)	15	0.38	分別	醍醐石田	
コンデンサ	日本コンデンサ工業(株)	DCB3-66 (CB·A)	昭和42~48年度 (1台製造年不明)	39	0.67	分別	鈴蘭台第四	PCB濃度:低濃度 (メーカー不含証明書による)

[※]保管容器(ペール缶)を含めた処分(なお重量欄は、保管容器重量を含まない)